「税務調査を省略する制度」について

税理士　蛭田昭史

第20回

確定申告の注意点

ちょうど確定申告の時期なので、今回はテーマを変えて、確定申告の注意点を記載していきます。節税漏れがないようにご確認ください。

白色申告か!? 青色申告か!?

個人事業の方は事業所得または不動産所得の「決算書」を作成します。この決算書には白色申告決算書と青色申告決算書の2種類があります。白色申告は恩恵がありません。白色申告の場合は複式簿記で帳簿をつける必要がなく、各月の売り上げと経費を集計して表を完成させ、その数字を転記すれば白色決算書は作成できます。青色申告決算書に比べると非常にカンタンです。

青色申告決算書の場合は申請書を税務署に提出する必要があります。手間を感じる半面、恩恵があります。つまり、アメ（メリット）とムチ（デメリット）と言えます。このアメとムチでは、アメ（メリット）の方が大きい為、私は青色申告を選択する旨お勧めしています。青色申告のアメ（メリット）とムチ（デメリット）、具体的にまではムチから説明していきます。

青色申告のムチ（デメリット）

決算書のページが多い青色申告を行う場合、一番のハードルは複式簿記での帳簿作成が必要となることです。

今まで、ご自身で白色申告を行っていた場合は、左の表を作成すれば白色申告決算書の作成ができましたが、青色申告決算書の場合は、複式簿記により帳簿を作成する必要があるのです。また白色決算書は2ページですが、青色決算書に4ページとなり、記載する項目も細かくなってきます。また、65万円の青色申告控除を受けるためには、期末（12月31日）時点の資産および負債を記載する貸借対照表を作成する必要があります。この部分で、自身での作成を断念なさる方が多い傾向にあります。

白色申告の場合の決算書作成の為の表（例）

月	売上	ガソリン	ETC	消耗品	交通費	修繕費	通信費	駐車場	租税公課	保険料	雑費
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
計											

※「月ごと」「項目ごと」に集計し、年間合計を計算！

しかし、65万円の控除があれば、所得税の税率が20%で住民税の税率が10%と、所得に対する税率が併せて30%の方は、青色申告控除として65万円が所得から差し引かれるので、65万円×30%＝19万5千円の税金負担が減少します。この減少した税金分で税理士に依頼をすれば、自己負担も小さく、手間もなく確定申告が完成します。また、青色申告は白色申告より信用力が高いので、青色申告を選択すれば、負担額が減少した分の税金を活用して自己負担を小さく税理士に依頼も可能なうえ手間もなくなる。そして融資を受ける場合などは金融機関からの信用力もアップします。結論！青色申告を選択すべきだと私は考えます。

青色申告のアメ（メリット）

①最高65万円の青色申告特別控除（※）がある

65万円の控除要件は前記、青色申告のデメリットを参照ください。

※65万円の控除を受けるには、e－Taxを使った「電子申告」または「電子帳簿の備え付けと保存」のどちらかを行い、期限内に申告する必要があります（この要件を満たせなければ、控除額は55万円となります）

②赤字が3年繰り越せる

令和2年の業績が赤字になってしまった場合、翌年の令和3年の確定申告の際に、令和3年の黒字額から前年の赤字分を差し引いて税金の計算ができます。白色申告の場合は、赤字の繰越はありません。

③赤字になってしまった場合、前年に支払った税金を取り戻すことができる！

令和2年の業績が赤字になってしまった場合、前年に支払った税金の還付を受けることができます。赤字になるということは、手持ちのお金が少なくなっているということです。

前年に支払った税金を取り戻すことによって補填ができます。残念ながら、白色申告の場合は、還付の制度はありません。もちろん、赤字の繰越もありませんから、翌年頑張って利益を出すしかありません。

④専従者への給料を経費にできる

専従者給与届出を提出することにより、ご家族に全額経費として給与を支払うことができます。所得税は所得金額が大きくなるに従って、税率が上がっていきます。

事業1人で税金を負担するよりも分散した方が、税率は下がります。当然、支払う税金の合計額も下がります。必要以上に分散してはいけませんが、家族に働いてもらっている分に対しては給与として経費にした方が税務上有利です。

⑤30万円未満なら一括で経費になる

白色申告の場合、一度に経費にできる買い物は「10万円未満のもの」に限られてしまいます。つまり、10万円以上の資産を購入した場合、その年一括では経費にできません。減価償却をして耐用年数に応じた複数年での経費化となってしまいます。

青色申告の場合は、30万円未満の資産購入は購入時に経費になります（年間合計300万円まで）。事業がうまく行き業績が上がった場合、当事務所では節税対策として、必要資産の購入をお勧めしています。

次回は、個人事業者および中小企業の役員さんの節税である「小規模企業共済」についてと、節税として私が最初に提案する「経営セーフティ共済」について解説してまいります。

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援しています）03・3490・3277
ぜひホームページをご覧ください！ https://www.hirita-kaikei.com/